

令和 7 年

第 7 回飯舘村議会臨時会會議録

自 令和 7 年 10 月 3 曰
至 令和 7 年 10 月 3 曰

飯 舘 村 議 会

令和7年第7回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	10. 3	金	本会議	午後1時10分	開 会 諸般の報告 1. 仮議席の指定 2. 議長の選挙 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 副議長の選挙 6. 議席の指定 7. 常任委員の選任 8. 議会運営委員の選任 9. 相馬地方広域市町村圏組合議 会議員の選挙 10. 村長の提案理由の説明 11. 議案審議 閉 会

令和7年10月3日

令和7年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

令和7年第7回飯館村議会臨時会会議録（第1号）					
招集年月日	令和7年10月3日（金曜日）				
招集場所	飯館村役場 議会議場				
開閉会の日	開会	令和7年10月3日 午後1時10分			
時及び宣告	閉会	令和7年10月3日 午後5時11分			
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人
	3	花井 茂	○	4	飯畠 秀夫
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 真弘
署名議員	1番 佐藤 勝見	2番 横山 秀人			
職務出席者	事務局長 志賀 春美	書記 糸田 文也	書記 佐藤 将樹		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり課長	佐藤 正幸
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 事務局長	松下 貴雄
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志
	代表監査委員	松田 敏行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東 利
議事日程	別紙のとおり				
事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

令和 7 年第 7 回飯館村議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 1 時 10 分開会

（臨時議長）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

令和 7 年第 7 回飯館村議会臨時会議事日程（第 2 号）

（新 議 長）

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 副議長の選挙

日程第 6 議席の指定

日程第 7 常任委員の選任

日程第 8 議会運営委員の選任

日程第 9 相馬地方広域市町村圏組合議會議員の選挙

日程第 10 村長の提案理由の説明

日程第 11 議案第 73 号 深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約について

日程第 12 議案第 74 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 13 承認第 3 号 専決処分の承認について

追加日程第 1 発議第 1 号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

追加日程第 2 発議第 2 号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

追加日程第 3 発議第 3 号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について

追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査について

日程第 14 議員派遣の件

会議の経過

◎開会の宣告

臨時議長（菅野新一君） ただいま紹介されました菅野新一です。地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回飯館村議会臨時会を開会します。

（午後1時10分）

臨時議長（菅野新一君） 開議に先立ち、村長からのご挨拶をお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 令和7年第7回飯館村議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、去る9月21日に執行されました飯館村議会議員一般選挙において見事当選されました皆様に心よりお祝い申し上げます。今後の4年間、本村の復興はもとより、村民お一人お一人の生活の安定と福祉向上のため、議員各位の議会活動にご期待申し上げます。

さて、飯館村は、帰還困難区域1地区を除く19地区の避難指示解除から8年、また、帰還困難区域の一部の避難指示解除から2年が経過いたしました。この間、道の駅や、きこり、あいの沢の整備充実など、交流、移住、定住の施策を進めるとともに、農地の大規模な利用集積や、商業施設ハシドラッグのオープン、飯館みらい発電所の操業開始、イイタテバイオテックの操業、CRSスポーツ工業の誘致など、村民の生活基盤の整備と利便性の向上を目指した村の将来への布石につながる施策を鋭意進めてきたところであります。

本年9月1日現在の飯館村の住基人口は4,400人、うち村内居住者は1,508人となっております。村民の皆様に再び村内に住んでいただくことということはもちろんのこと、他の地域の方々からも選ばれていくため、村として魅力を磨き上げていく必要があります。村民の今を支える具体的な施策や村企業の発展、村産業の力強い振興はもちろんのこと、これまでの移住、定住施策に加え、現在整備中の深谷産業団地造成並びに小宮産業団地の整備による企業誘致など、村の将来へつながっていく事業の推進にも引き続き邁進してまいります。

国は令和8年度から東日本大震災からの復興・創生第3期に取り組むことを示しました。村においても、長泥地区に一部残る避難指示区域の解除や、産業振興、企業誘致のベースとなる住宅の整備など、喫緊の課題に取り組むとともに、現在策定を進めております第7次総合振興計画に基づく各種の施策の推進による村民生活の向上と安定に向けた取組を進めてまいります。

議員各位におかれましては、村民の幸せのために邁進する飯館村のさらなる力強い再生と発展のため、大所高所からご意見を賜りますよう心よりお願い申し上げ、議会開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

臨時議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

臨時議長（菅野新一君） お諮りします。本日の議事日程はお手元に配付のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 異議なしと認め、配付のとおりと決定しました。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、人事案件1件、その他案件2件の計3件であります。

次に、本臨時会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、仮議席の指定

臨時議長（菅野新一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2、議長の選挙

臨時議長（菅野新一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（菅野新一君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に高橋孝雄君、佐藤勝見君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

臨時議長（菅野新一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（菅野新一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

（事務局長の点呼により順次投票した）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。高橋孝雄君、佐藤勝見君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長（菅野新一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐藤眞弘君 7票

佐藤八郎君 2票

横山秀人君 1票

以上のとおり。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、佐藤眞弘君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

臨時議長（菅野新一君） ただいま議長に当選されました佐藤眞弘君が議場においておりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

佐藤眞弘君から発言を求められておりますので、これを許します。

10番（佐藤眞弘君） ただいま議長に選出されました佐藤眞弘でございます。議長就任のご挨拶をさせていただきます。

飯館村は現在100億円を超える大規模な予算を執行しています。これは飯館村にとって復興再生のために必要な予算であり、今後とも同等の予算規模の維持、継続が必要と考えます。将来を考えると、村民、住民を増やす事業、移住、定住と企業誘致は早急に取り組まれていかなければならない重要な事業です。

面積の70%以上の山林は、森林再生事業等により徐々に整備されつつあります。農地等についても、農地中間管理事業により大分整備され、大規模化されてきました。今後は飼料米から食料米への転換と、ブランド化が必要だと思います。これから政府の農業政策を注視しなければなりません。

行政と議会は、よく車の両輪に例えられますが、この車の両輪をしっかりと回していくことが大切だと私は考えます。議会を取りまとめてしっかりと事業を進めていくことをお誓い申し上げ、挨拶といたします。

臨時議長（菅野新一君） 議長が決まりましたので、これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

佐藤眞弘議長、議長席にお願いいたします。

◎日程第3、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、仮議席1番 佐藤勝見君、仮議席2番 横山秀人君を指名します。

◎日程第4、会期の決定

議長（佐藤眞弘君）　日程第4、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第5、副議長の選挙

議長（佐藤眞弘君）　日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（佐藤眞弘君）　ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に高橋孝雄君、佐藤勝見君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

議長（佐藤眞弘君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（佐藤眞弘君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長の点呼により順次投票した）

議長（佐藤眞弘君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋孝雄君、佐藤勝見君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

議長（佐藤眞弘君）　選挙の結果を報告します。

投票総数　　10票

有効投票　　10票

無効投票　　0票です。

有効投票のうち

佐藤健太君　　7票

横山秀人君 2票

渡邊 計君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、佐藤健太君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

議長（佐藤眞弘君） ただいま副議長に当選されました佐藤健太君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

佐藤健太君から発言を求められておりますので、これを許します。

9番（佐藤健太君） このたび、前期に引き続き、副議長の職をお預かりすることになりました佐藤健太でございます。

改めまして、議員の皆様、そして村民の皆様のご信任に深く感謝申し上げます。副議長として再任いただきましたことは、さらなる責任と覚悟を求められているものと強く受け止めております。

あの東日本大震災と原発事故から早くも14年半の時が過ぎました。しかし、私たちの村の真の再生はいまだ道半ばであります。未来の飯館村にはこれまで以上に人が集い、挑戦し、誇りを持って暮らせる場所としての輝きを取り戻さなければなりません。そのためには、村民一人一人の思いと行動に火をともし、行政、議会、地域が一体となって、より熱量のある村づくりを進めていく必要があります。

この地で受け継がれてきた農、林、畜、商、工、石材業をはじめとする産業は、単なる産業ではなく暮らしそのものであり、誇りの源でした。それをもう一度時代に合わせた形で立て直し、地域経済を循環させ、若い世代にも希望を持ってもらえるなりわいとして再生していかなければなりません。

そして、この実現のためには議会もさらなる進化が求められています。今こそ議会改革に本気で取り組むべきときであります。開かれた議会、分かりやすい議会、そして行動する議会へ、村民の声が確実に議会に反映され政策に生きるように、政策提案能力の強化やデジタル化の活用など、議会の役割と機能を時代に即して進化させてまいりたいと思います。

結びに、副議長として議長を全力で支えるとともに、議会内外の調整に尽力し、皆様と協力しながら、信頼される議会運営を実現していく覚悟です。小さな村だとしても必要とされることがある、私はそう信じています。共に汗をかき、声を出し、行動しながら次の世代につながる希望の村を築いてまいりましょう。

今後ともご指導、ご協力を心よりお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は14時とします。

(午後1時43分)

◎再開の宣言

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

◎日程第6、議席の指定

議長（佐藤眞弘君） 日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定によって、議長において議席を指定します。

議席の番号と議員氏名を事務局長に朗読いたさせます。

（事務局長の朗読）

議長（佐藤眞弘君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

◎日程第7、常任委員の選任

議長（佐藤眞弘君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第2項の規定によって、総務文教常任委員に花井 茂君、飯畠秀夫君、高橋孝雄君、菅野新一君、佐藤 真弘、以上の5人を、産業厚生常任委員に佐藤勝見君、横山秀人君、渡邊 計君、佐藤八郎君、佐藤健太君、以上の5人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は14時30分とします。

なお、これから総務文教常任委員会を議員控室に、産業厚生常任委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

（午後2時16分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

議長（佐藤眞弘君） ただいま各常任委員会から委員長、副委員長の選任について、総務文教常任委員長に花井 茂君、総務文教常任副委員長に飯畠秀夫君、産業厚生常任委員長に横山秀人君、産業厚生常任副委員長に渡邊 計君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第8、議会運営委員の選任

議長（佐藤眞弘君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第2項の

規定によって、佐藤健太君、花井 茂君、横山秀人君、飯畠秀夫君、以上4名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、これから議会運営委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は14時35分とします。

(午後2時31分)

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時35分)

議長（佐藤眞弘君） ただいま議会運営委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に花井 茂君、副委員長に飯畠秀夫君、以上のとおり報告がありました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は14時45分とします。

(午後2時37分)

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時46分)

◎日程第9、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長（佐藤眞弘君） 日程第9、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

相馬地方広域市町村圏組合議会議員に飯畠秀夫君、菅野新一君の両名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました飯畠秀夫君、菅野新一君を相馬地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました飯畠秀夫君、菅野新一君が相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました飯畠秀夫君、菅野新一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は15時とします。

（午後2時48分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長、緊急動議があります」の声あり）

（午後3時40分）

7番（渡邊 計君） 議案書について緊急動議をいたします。

本日、私たち議員は、議運が終わった後3時以降にこの議案書を頂いたわけですが、傍聴に今日来ている人たちは受付の時点で、もう午前中からこの議案書を頂いているということが起こっております。こういうことになると議運も何も関係なくなってくるというおそれも出てきます。このことについて、執行部にこれの原因及び今後の対応についてお伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

（午後3時41分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開いたします。

（午後3時42分）

議長（佐藤眞弘君） 今渡邊 計議員から緊急動議が出されましたか、これに賛成する議員がいるかどうか。佐藤八郎議員。

それでは、暫時休議をして、別室で事務局長から説明をいただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） それでは休議します。再開は15時50分とします。

（午後3時42分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時40分）

7番（渡邊 計君） 先ほどの動議について一旦動議を取り下げまして、緊急質問に切り替えたいと思います。

議長（佐藤眞弘君） それでは、緊急質問を採決したいと思います。その前に計議員から緊急質問をお願いしたいと思います。

7番（渡邊 計君） 緊急質問の内容につきましては、本日、議案書であります、第1回目の議会ということでもありますて、議運が開かれるのが遅くなつたということもあり、その中で、我々が議案書を頂いたのは午後3時過ぎであります。しかしながら、本日傍聴に

来た人たちが議案書を頂いたのは午前中から頂いており、今お2人がいますがその人たち、そのほかあと2名ほど帰った人も議案書を持ち帰っております。これに関して、この原因と今後の対応についての質問であります。

以上です。

議長（佐藤眞弘君）　ただいま、渡邊　計議員から緊急質問がございました。

これについては採決をしたいと思います。

この緊急質問に対して、賛成の方は起立をもって採決したいと思いますので、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（佐藤眞弘君）　起立3名ですので、緊急質問は否決されました。

それでは、報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（志賀春美君）　報告いたします。

先ほど、発議第1号　飯館村議会広報編集特別委員会の設置について、
提出者花井　茂議員、賛成者全員より。

発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置について、
提出者花井　茂議員、賛成者全員より。

発議第3号　東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について、

提出者花井　茂議員、賛成者全員よりそれぞれ提出されております。

次に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の件についての申出が議長に提出されております。

以上であります。

◎日程第10、村長の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君）　日程第10、村長提出の議案第73号から議案第74号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡　誠君）　本日、ここに令和7年第7回飯館村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第73号は、深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約についてです。9月29日に7社による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものです。

なお、契約金額は7,700万円です。

議案第74号は、監査委員の選任につき同意を求ることについてです。飯館村前田字福田118番地、佐藤勝見君を監査委員に選任したいので、同意を求めるものです。

承認第3号は、専決処分の承認についてです。本年6月以降、村内での熊の目撃が相次いでいることから、熊よけの鈴を購入し全戸配布することといたしました。早急に購入手配を行う必要があったことから、令和7年度飯館村一般会計補正予算第4号について9月11日付で専決処分を行いました。歳入歳出予算にそれぞれ484万4,000円を増額し、総額を

120億3,608万2,000円といたしました。林業総務費に購入経費を計上したものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 議案調査のため暫時休憩します。再開は16時55分とします。

（午後4時46分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時55分）

◎日程第11、議案第73号 深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約について

議長（佐藤眞弘君） 日程第11、議案第73号深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号深谷地区産業団地整備農道大森線配水管布設工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第74号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

議長（佐藤眞弘君） 日程第12、議案第74号監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

本件について、佐藤勝見君は、地方自治法第117条の規定によって除斥されますので、退場を求めます。

（佐藤勝見君退場）

議長（佐藤眞弘君） これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第74号監査委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号監査委員の選任につき同意を求めるについては同意することに決定しました。

佐藤勝見君の入場を求めます。

(佐藤勝見君入場)

◎日程第13、承認第3号 専決処分の承認について

議長（佐藤眞弘君） 日程第13、承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分の承認は原案のとおり承認されました。

お諮りします。

先ほど提出されました発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1、発議第1号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

議長（佐藤眞弘君） 追加日程第1、発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

3番（花井 茂君） 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について、
1、本議会に、議会広報紙を発行するため特別委員会を設置し、7人以内の委員で構成するものとする。
2、議会は、飯館村議会広報編集特別委員会に対し、次の調査事項を付託する。
(1) 議会広報紙の発行に関すること。
(2) 議会広報紙の編集に関すること。
(3) 議会広報の検討に関すること。
3、飯館村議会広報編集特別委員会は、令和11年9月29日までとし、議会の閉会中も議会広報紙に関する活動を行うことができるものとする。
4、設置日は、令和7年10月3日とする。
以上です。

議長（佐藤眞弘君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

花井 茂君は自席にお戻りください。

これから発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会広報編集特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、佐藤勝見君、横山秀人君、花井 茂君、飯畠秀夫君、佐藤健太君、以上の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり決定しました。

なお、本会議終了後、委員会室に飯館村議会広報編集特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第2、発議第2号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

議長（佐藤眞弘君） 追加日程第2、発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

3番（花井 茂君） 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について。

1、本議会に、高速自動車道の整備を促進するため特別委員会を設置し、9人で構成するものとする。

2、議会は、高速自動車道整備促進特別委員会に対し、次の調査事項を付託する。

(1) 高速自動車道の建設促進に関すること。

(2) 高速自動車道の整備に関すること。

(3) 高速自動車道の利用促進に関すること。

3、高速自動車道整備促進特別委員会は、調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。

4、設置日は、令和7年10月3日とする。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

花井 茂君、自席にお戻りください。

これから発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました高速自動車道整備促進特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、佐藤勝見君、横山秀人君、花井 茂君、飯畠秀夫君、佐藤健太君、高橋孝雄君、渡邊 計君、菅野新一君、佐藤八郎君、以上の9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

なお、本会議終了後、議員控室に高速自動車道整備促進特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第3、発議第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について

議長（佐藤眞弘君） 追加日程第3、発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

3番（花井 茂君） 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について。

1、名称、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条及び飯館村議会委員会条例第5条。

3、目的、特別委員会は、次の事項について調査する。

(1) 東日本大震災並びに東京電力第一原子力発電所事故災害に関すること。

(2) 村民の安全・安心等に関すること。

(3) 災害復興のための調査に関すること。

4、委員の定数、議長を除く全議員。

5、活動の方法、本特別委員会は、閉会中も審査を行い、委員会の任務が完了するまで継続する。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

花井 茂君、自席にお戻りください。

これから発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によつて、佐藤勝見君、横山秀人君、飯畠秀夫君、花井 茂君、高橋孝雄君、渡邊 計君、菅野新一君、佐藤八郎君、佐藤健太君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

なお、本会議終了後、議員控室に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定による事項について、会議規則第75条の規定によつて、閉会中の継続審査の申出があります。

委員会の閉会中の継続審査の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査について

議長（佐藤眞弘君） 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第14、議員派遣の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第14、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤眞弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第7回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後5時11分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月3日

飯 館 村 議 会 議 長 佐 藤 眞 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 勝 見

同 会議録署名議員 横 山 秀 人